

○倉敷市地域集会所設置費補助金交付要綱

昭和49年5月20日

告示第167号

改正 昭和51年5月17日告示第139号

昭和54年5月1日告示第145号

昭和55年8月1日告示第202号

昭和56年6月9日告示第139号

昭和58年6月30日告示第158号

昭和60年3月22日告示第26号

昭和60年9月20日告示第187号

昭和61年5月16日告示第142号

平成元年4月15日告示第125号

平成2年1月8日告示第3号

平成2年3月31日告示第136号

平成3年6月21日告示第200号

平成4年3月24日告示第107号

平成5年12月17日告示第344号

平成17年7月28日告示第492号

平成18年3月14日告示第131号

平成22年3月29日告示第178号

平成25年7月16日告示第479号

平成31年4月1日告示第215号

令和7年3月24日告示第138号

(趣旨)

第1条 地域連帯意識に基づく生活共同体としての住民自治組織（以下「自治組織」という。）が、近隣社会活動の場として地域集会所（以下「集会所」という。）を建設、取得（土地の取得を除く。）若しくは大修繕するとき又は集会所に公共下水道への接続工事をするとき若しくは冷暖房設備等を設置するときは、当該自治組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規

則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設 新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (2) 新築 新たに集会所を造ることをいう。
- (3) 増築 既存の集会所の延べ床面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 既存の集会所の全部又は一部を除却し、引き続き同一敷地内において、集会所を造ることをいう。
- (5) 取得 既存の建築物を新たに集会所として購入することをいう。
- (6) 大修繕 既存の集会所の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事をいう。
- (7) 公共下水道への接続工事 既存の集会所に対して行う公共下水道への接続工事及びそれに伴う給排水衛生設備工事をいう。
- (8) 冷暖房設備等 対象とする室の空気の温度を冷房し、又は暖房することにより、その室の使用目的に適する状態に保持する設備であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に定める建物附属設備に該当する冷房、暖房、通風又はボイラー設備(以下「冷暖房設備」という。)並びに同表に定める器具及び備品に該当する冷房用又は暖房用機器(以下「冷暖房用機器」という。)をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる集会所は、自治組織が建設、取得等を行う集会所で、かつ、当該自治組織によって維持管理されるものとする。

(補助対象経費)

第4条 集会所建設に係る補助金交付の対象経費は、次に掲げる経費の合計額又は基準工事費のいずれか低い額とする。

- (1) 建築工事費
- (2) 給排水衛生、ガス、換気及び電気の設備費並びにこれらの設備に係る工事費
- (3) 消防法(昭和23年法律第186号)の規定により設置する消防用設備等の工事費
- (4) 建築物の確認申請手数料、給水装置工事の設計審査手数料、水道利用加入金その他これらに類する経費

(5) 設計監理費

(6) 前各号に掲げるもののほか、工事の施工に伴い必要となる経費

2 集会所取得に係る補助金交付の対象経費は、建物取得実費、基準工事費又は現在価格のいずれか低い額とする。

3 大修繕に係る補助金交付の対象経費は、工事实費から200,000円を差し引いた額とする。ただし、公共下水道への接続工事を含む大修繕に係る補助金交付の対象経費は、工事实費とする。

4 集会所取得及び大修繕に係る補助金交付の対象経費は、前2項の規定による対象経費の合計額とする。

5 公共下水道への接続工事に係る補助金交付の対象経費は、設備費、工事費及びその施工に伴い必要となる経費の実費とする。

6 冷暖房設備等の設置に係る補助金交付の対象経費は、設備費、工事費及びその施工に伴い必要となる経費の実費とする。

7 基準工事費及び現在価格の算定方法は、市長が別に定める。

(補助額)

第5条 市長は、別表第1に定めるところにより補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、特定防災地域集会所（石油コンビナート関連施設工場（石油貯蔵施設を含む。）に直接隣接する住民自治組織が設置する集会所をいう。以下同じ。）の新築に係る補助金については、別表第2に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特定財源をもつて補助する場合の補助金の額は、特定財源の範囲内で市長が必要と認める額とする。

(再補助の制限)

第6条 過去にこの要綱による補助金（公共下水道への接続工事及び冷暖房設備等の設置に係る補助金を除く。以下この項において同じ。）又は一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業の助成金の交付を受けて当該設備等を設置した集会所については、当該補助金又は助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は、補助金の交付の対象としないものとする。

2 公共下水道への接続工事に係る補助金については、一集会所につき1回限りの補助とする。

3 冷暖房設備等の設置に係る補助金については、過去にこの要綱による補助金又は一般財団

法人自治総合センターが行う一般コミュニティ助成事業の助成金（以下この項において「助成金」という。）を受けて冷暖房設備等を設置した室（冷暖房設備等を設置した区分された部屋あつて、設備等の通常の規格に基づき、設置に相当であると認められる規模の一室をいう。）ごとに、冷暖房設備を設置した場合は当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して15年、冷暖房用機器を設置した場合は当該補助金又は助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過するまでは、補助金の交付の対象としないものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする自治組織（以下「補助事業者」という。）は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて事前に市長に提出し、交付決定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 設計書又は見積明細書
- （4） 設計図等（付近見取図、平面図、立面図、配置図等）
- （5） 当該集会所の土地又は建物の所有又は使用についての権利を証する書類
- （6） 売買契約書の写し（取得の場合）
- （7） 当該補助事業者の規約及び役員名簿
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更等承認申請）

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、工事实費、取得費用等申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、所定の変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

（工事完了の確認）

第9条 補助事業者は、補助の対象となつている集会所の工事が完了したときは、その旨を市長に届け出てその確認を受けなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、工事の完了を確認し、相当と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 費用を支払ったことを証する書類
- (4) 工事写真及び完成写真
- (5) 検査済証の写し（建築基準法第7条又は第7条の2の規定に該当する場合）
- (6) 登記事項証明書の写し（取得の場合）
- (7) 排水設備工事検査済証の写し（公共下水道への接続工事の場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(精算交付)

第12条 規則第13条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 設計書又は見積明細書
- (4) 設計図等（付近見取図、平面図、立面図、配置図等）
- (5) 建築確認済証の写し（建築基準法第6条又は第6条の2の規定に該当する場合）
- (6) 当該集会所の土地又は建物の所有又は使用についての権利を証する書類
- (7) 売買契約書の写し（取得の場合）
- (8) 排水設備工事確認書の写し（公共下水道への接続工事の場合）
- (9) 費用を支払ったことを証する書類
- (10) 工事写真及び完成写真
- (11) 検査済証の写し（建築基準法第7条又は第7条の2の規定に該当する場合）
- (12) 登記事項証明書の写し（取得の場合）
- (13) 排水設備工事検査済証の写し（公共下水道への接続工事の場合）
- (14) 当該補助事業者の規約及び役員名簿
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(帳簿等の保存)

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和49年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、新築に係る集会所については、適用日以降に完成するものから適用する。

(船穂町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町の編入の日から平成20年3月31日までの間、船穂町の区域内の自治組織が集会所を建設し、又は取得する場合の補助率及び補助限度額は、第5条の規定にかかわらず、補助対象経費の10分の8以内で、かつ、2,400万円とする。

(平成30年7月豪雨災害に係る特例)

3 平成30年7月豪雨により被災した集会所であって、原形復旧のための工事を行うものについては、第6条の規定にかかわらず、補助金の交付の対象とすることができる。

4 前項の規定による補助金の交付に係る第5条第1項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 被害状況が全壊又は大規模半壊に該当する集会所 別表第1中「50%」とあるのは「6分の5」とする。

(2) 被害状況が半壊に該当する集会所 別表第1中「50%」とあるのは「6分の5」と「800万円」とあるのは「400万円」と、「50万円」とあるのは「25万円」と、「100万円」とあるのは「50万円」とする。

5 前2項の規定により補助金の交付を受けた集会所は、第6条の規定による再補助の制限を受けるものとする。

附 則 (昭和51年5月17日告示第139号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和54年5月1日告示第145号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年8月1日告示第202号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和56年6月9日告示第139号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年6月30日告示第158号）

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日告示第26号）

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月20日告示第187号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年5月16日告示第142号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成元年4月15日告示第125号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年1月8日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成元年10月1日から適用する。

附 則（平成2年3月31日告示第136号）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月21日告示第200号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成4年3月24日告示第107号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月17日告示第344号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年7月28日告示第492号）

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日告示第131号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第178号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月16日告示第479号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第215号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年7月5日以後に発生した災害から適用する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助率	補助限度額
(1) 新築、増築、改築、取得、大 修繕、取得及び大修繕、公共下水道 への接続工事を含む大修繕	補助対象経費の50%	800万円
(2) 公共下水道への接続工事	補助対象経費の50%	50万円
(3) 冷暖房設備等の設置	補助対象経費の50%	100万円

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2（第5条関係）

区分	補助率	補助限度額
特定防災地域集会所の新築	補助対象経費の50%	2,000万円

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日告示第138号）